

成島園ケアプランセンター重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援事業の提供にあたり、米沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月26日条例第19号）に基き、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮します。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行います。
- ・保険者、地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- ・指定居宅介護支援を行うに当たっては介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

(3) 運営に関する事項

- ・利用者は介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。必要時はお申し出ください。
- ・前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、訪問介護等という。)の各サービスの利用割合及び前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合について、別紙2をもちいて説明いたします。

2 当事業所の概要

| | | | |
|------------|----------------------------------|----------|-----------|
| 事業所名称 | 成島園ケアプランセンター | 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 介護保険事業所番号 | 0670400100 | 法人名 | 緑成会 |
| 事業種別 | 指定居宅介護支援事業 | 代表者役職・氏名 | 理事長 河田 満之 |
| 所在地 | 〒992-0083 山形県米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5 | | |
| 電話番号 | 0238(37)2122 ファックス0238(37)6202 | | |
| 通常の事業の実施地域 | 米沢市(この地域以外の方でも希望の方はご相談ください。) | | |

(職員体制)

| 職種 | 常勤専従 | 常勤兼務 | 合計人数 | 勤務時間 |
|-----------|------|------|------|-----------------|
| 管理者 | | 1名 | 1名 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 主任介護支援専門員 | | 1名 | 1名 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 介護支援専門員 | 2名 | | 2名 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 事務員 | | 1名 | 1名 | 午前8時30分～午後5時30分 |

(営業日及び営業時間等)

| | |
|----------|---|
| 営業日 | 月曜～土曜（12月30日から1月3日までを除く） |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 24時間連絡体制 | 営業時間外の連絡相談は輪番制で介護支援専門員がお受けします。その際の連絡相談は携帯電話No.090-2845-4087でお受けします。 |

3 居宅介護支援の内容

指定居宅介護支援の提供方法は、利用者の居宅を訪問する等、利用者及びその家族に面接して行い、内容は次のとおりとします。

(1) 居宅サービス計画に係わる一連の支援提供

・他のサービス事業所との連携及びテレビ電話やその他情報機器を活用したモニタリングが可能です。

(2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供

4 サービス担当者会議の開催方法

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意をいただきます。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

5 料金 重要事項説明書別紙1の通り

6 支払い方法

通常の事業の実施地域を超えた場合の費用は、翌月に現金払いです。

(注) 全額保険給付につき厚生労働大臣の定める額の自己負担額はありますが、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

7 サービスの利用方法

まずは、電話等で申し込みください。当事業所の職員が伺います。契約締結後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

8 医療との連携

・利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについては、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

・利用者が病院又は診療所に入院する場合は、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

・利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように協力を求めます。

・介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位

置く際に意見を求める「主治の医師等」に入院中の医療機関の医師を含むものとします。

9 相談苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する相談、苦情等は当事業所の次の担当者までお申し出下さい。

| | | |
|------|----------------|---------------------|
| 受付時間 | 月曜～金曜 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 担当者 | 当事業所 | 管理者 山田真奈美 |
| 電話番号 | 0238 (37) 2122 | ファックス0238 (37) 6202 |

※ 上記相談窓口のほか、福祉サービス上の相談苦情受付窓口もあります。

※ 当事業所の事務室前に意見箱を設置しております。

10 感染症や非常災害発生時の対策

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して必要な研修及び訓練を実施し、定期的に見直し変更を行います。

感染症が発生、まん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生またはそのまん延防止のための対策を検討する定期的な委員会の開催及び周知徹底（概ね6ヵ月に1回以上）
- (2) 感染症の発生またはそのまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症の発生またはそのまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）

11 虐待の防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための定期的な研修及び訓練の実施（年1回以上）
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 担当者 | 当事業所 | 管理者 | 山田真奈美 |
|-----|------|-----|-------|

- (5) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通知します。

12 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化のための指針の整備や定期的に委員会を開催し、廃止に向け取り組みます。また、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際には、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 サービス利用にあたっての禁止事項について

次に掲げるいずれかの事由が発生した時は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対しての身体的・精神的暴力行為（危害を及ぼす行動・言動、誹謗中傷など）
- (2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。